日調連発第１２０号
平成２７年８月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（千葉、長野、神戸、大津、山口、鹿児島及び盛岡以外は、参考送付）あて標記の依命通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３４７号
平成２７年８月１２日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（千葉，長野，神戸，大津，山口，鹿児島及び盛岡以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年９月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年９月７日（月）

千葉地方法務局	佐倉支局
同	柏支局
神戸地方法務局	尼崎支局
同	柏原支局
同	西宮支局
同	東神戸出張所
大津地方法務局	
山口地方法務局	萩支局
同	岩国支局
同	下関支局

同　　宇部支局
鹿児島地方法務局　　奄美支局
盛岡地方法務局　　花巻支局
同　　大船渡出張所

２　平成２７年９月９日（水）
長野地方法務局　　飯山支局
同　　佐久支局
同　　伊那支局

３　平成２７年９月１１日（金）
長野地方法務局　　大町支局

４　平成２７年９月１４日（月）
千葉地方法務局　　松戸支局
同　　木更津支局
同　　匝瑳支局
同　　香取支局
同　　東金出張所
大津地方法務局　　甲賀支局
同　　長浜支局
同　　高島出張所
山口地方法務局
同　　周南支局
同　　柳井出張所
盛岡地方法務局

５　平成２７年９月１６日（水）
長野地方法務局　　上田支局
同　　木曽支局
同　　飯田支局

６　平成２７年９月２５日（金）
長野地方法務局
同　　松本支局
同　　諏訪支局